



島根県報

令和6年3月5日（火）

号外 第 1 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第157号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	松江木次線	松江市乃白町1215番3地先から同町1202番1地先まで	前	メートル 34.88～ 37.96	メートル 57.77	松江県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 34.88～ 63.36	メートル 57.77		

島根県告示第158号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1176番1地先から同市三階町1551番12地先まで	前	A	メートル 5.00～ 28.40	メートル 404.20	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管 河川管理者へ移管 廃道
				B	7.70～ 64.10	299.50	
			後	B	7.70～ 64.10	299.50	

島根県告示第159号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	松江市乃白町1215番3地先から同町1202番1地先まで	メートル 57.77	令和6年 3月5日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第160号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原1489番1地先から同地先まで	メートル 40.14	令和6年 3月6日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市旭町市木2912番12地先から同地先まで	87.61	令和6年 3月6日		